

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成24年4月26日(2012.4.26)

【公開番号】特開2010-251620(P2010-251620A)

【公開日】平成22年11月4日(2010.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-044

【出願番号】特願2009-101387(P2009-101387)

【国際特許分類】

H 05 K 7/20 (2006.01)

G 06 F 1/20 (2006.01)

【F I】

H 05 K 7/20 V

G 06 F 1/00 3 6 0 C

G 06 F 1/00 3 6 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月8日(2012.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

背面板117は、例えば、所定の大きさの開口部が設けられていたり、格子状(網状)に形成されていたりする。つまり、背面板117は、少なくともその一部が開口している。これは、筐体内部の空気を筐体外部に排気するためのものである。筐体内部の前側より流れてきた気流は、背面板117に達すると、その一部または全部が、背面板117に設けられた開口部(格子目や網目を含む)を介して筐体外部に排気される。なお、この背面板117の開口率は任意である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

図5Aに示されるように、気流調整門114の遮断部171乃至遮断部179のそれぞれに、拡張ユニットを所定の位置に固定する凸部である案内部181乃至案内部189が設けられている。拡張ユニット115が主基板121と電気的に接続されるように設置されるとき、案内部181乃至案内部189は、拡張ユニット115を所定の位置に誘導する。より具体的には、例えば、拡張ユニット115-1が主基板121と電気的に接続されるように設置されるとき、案内部181および案内部182は、拡張ユニット115-1の前方の部分を所定の位置(この案内部181と案内部182との間)に設置されるよう誘導する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

また、この気流調整門 114 の上部には、基板 191 および端子 192 が設けられている。さらに、図 5B に示される、前面方向から見たときの気流調整門 114 の斜視図のように、基板 191 の下部には、端子 193-1 乃至端子 193-8 が設けられている。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0072

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0072】

また、基板 211 には、電源用の端子 246 が設けられている。同様に、基板 212 には、電源用の端子 247 が設けられている。これらの端子 246 および端子 247 は、専用のケーブル等により、気流調整門 114 の端子 193 に接続される。つまり、基板 211 に実装される電子回路は、端子 246 を介して供給される電源により駆動する。同様に、基板 212 に実装される電子回路は、端子 247 を介して供給される電源により駆動する。